

鹿兒島ウエディング協議会会員企業における結婚式実施ガイドライン

本ガイドラインは、鹿兒島県が認める公益社団法人日本ブライダル文化振興協会(BIA)発表の「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を広く周知徹底させ、安心して結婚式を挙げられる環境を整えることを目的に作成したものです。鹿兒島ウエディング協議会会員企業においては、会場構造上実現困難である場合などを除き、原則として遵守することをお約束致します。

1		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底すること。
2		人と人との間隔はできるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める。
3		従業員及び関連スタッフに対し、基本的な感染症対策「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」について、徹底させること。
4	共通	新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、発熱や風邪の症状のある場合には、参列はご遠慮いただくよう、事前にご案内すること。なお、来場者に発熱等の症状がみられる場合、検温等を行い、来場を制限する場合もある。
5		参列者の来場時間等を予め把握し、感染防止のため、参列者が密にならないよう係員による誘導等を行うこと。
6		施設内複数個所(玄関、会場入口等)に手指の消毒設備を設置すること。
7		列席者の来場時には、マスクの着用を求め、ロビー、控室、式場等においては、常にマスクを着用してもらうこと。
8		従業員及び関連スタッフについてもマスク(適宜フェイスシールド等)を着用すること。
9		施設内の換気を徹底すること。
10		施設内の消毒を徹底すること。
11	挙式場	参列者は、隣席との十分な間隔(※)を開けること。
12		披露宴会場は、出来るだけ広めの会場を手配し、席の間隔は、飛沫感染が防げる十分な間隔(※)を開けること。
13		提供する料理は、個人盛りとし、大皿盛りは避けること。
14		お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けること。
15		使用するお皿・グラス・シルバー類は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底すること。
16	披露宴会場	テーブル、いす等は披露宴開始前に清拭消毒をすること。
17		披露宴会場等ドアの開閉は、原則として従業員が手袋を着用のうえ行うこと。
18		余興を行う際は、列席者と十分な間隔(※)を保つこと。
19		大声を発する余興等については、控えてもらうこと。
20		マイクについては、使用の都度、消毒又は差し替えを行うこと。
21		迎賓、送賓を行う場合は、人が密集しないよう、係員による誘導を行うこと。
22	写真	集合写真を撮影する場合は、直前までマスクを着用し、会話を控えてもらうこと。
23		スナップ写真を撮影する際には、密集となることがないポーズとすること。
24	ロビー・控室	テーブル、ソファ、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト等、不特定多数の者が触れる可能性のある個所については、定期的な清拭消毒を実施すること。
25		他の結婚式参列者と重なることのないようなタイムスケジュール、動線に配慮すること。
26		ロビー、控室等は、参列者が密になることのないようレイアウトし、マスクを着用してもらうこと。
27		便器内は、通常の清掃で良い。
28	トイレ	ドアノブ、蛇口、手洗いシンク等は、定期的に清拭消毒を行うこと。
29		トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
30		ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備すること。
31		手を洗う場所には液体せっけん、手指消毒剤等を設置すること。
32	清掃・消毒	界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。不特定多数が触れる可能性のある個所については、始業前には清拭消毒を行うが、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
33		一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
34	バックヤード	休憩スペースは、常時換気することに努めること。
35		共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒すること。
36		休憩スペース等を使用する場合は、入退室の前後に手洗い、手指消毒などをすること。
37	従業員	従業員及び結婚式に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前の検温、体調確認を徹底し、体調不良者については、他者と接することの無いよう配慮し、自宅で静養させる等の措置をとること。
38		従業員及び結婚式に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前に手洗い又は手指消毒を徹底すること。
39		ユニフォームについては、こまめに洗濯を行い、清潔に保つこと。
40		鼻水、唾液などのごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
41	ゴミの廃棄	ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
42		マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。
43		顧客の要望によりオンラインや電話での打ち合わせが可能な環境を整えること。
44	打ち合わせ	新規接客においても、リモートでのご案内等の環境を検討すること。
45		フェア等のイベント開催にあたっては、予め混雑しない様、日程、時間、人数を調整すること。
46		美容室等、新郎新婦の体に直接触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより、接触感染対策を行うこと。
47		高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
48	その他	万が一発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参列者の名簿を管理すること。
49		従業員が濃厚接触者となった場合は、14日間の「自宅待機」とすること。
50		従業員が感染した場合、当該従業員の濃厚接触者を特定し、「自宅待機」とすること。
51		対象の職場については、保健所と相談のうえ、速やかに消毒等の措置を行うこと。
52		このガイドラインは、結婚式に係わる、パートナー企業、納入事業者等にも説明し、準拠を求めること。
53		営業再開にあたっては、新郎新婦に事前に十分な説明を行い、理解を求めたうえで、結婚式を実施すること。

(※)「十分な間隔」とは、1m以上、可能なら2m以上を目安とし、少なくとも隣の席とは1席程度の間隔をあけることをいう。